

平成二十七年八月十四日受領  
答弁第三六八号

内閣衆質一八九第三六八号

平成二十七年八月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が  
成立したことによる今後の政府の対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年七月二十一日内閣衆質一八九第三二六号）一についてでお答えしたとおりである。

二について

政府としては、現時点では、農林水産省の幹部職員を現地に派遣するなどし、現地の状況と関係者の意向の把握に努めているところであり、これらを十分に踏まえ、関係府省で連携しつつ、万全の対策を講ずることとしている。